

証券コード 1730  
平成25年6月10日

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区荻宿36番1号  
麻生フォームクリート株式会社  
代表取締役社長 河 村 洋 介

## 第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番地1  
新横浜フジビューホテル（東館2階 芙蓉の間）
3. 目的事項  
報告事項 第52期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類について修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asofoam.co.jp/>）に掲載することにより、お知らせいたします。

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復旧・復興需要などが内需を牽引し、緩やかな回復に向かいましたが、長引く円高や欧州債務問題、中国をはじめとする新興国の経済成長鈍化、また対中国関係の悪化などから輸出が減少傾向となり、さらに雇用・所得環境の一服などから個人消費も息切れするなど、日本経済は一時踊り場となりました。しかしながら、12月の新政権の打ち出した大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三つを基本方針とした経済政策への期待感から円安や株高傾向となり、個人消費も好転するなど景気回復への期待が高まりました。

建設業界におきましては、震災の復旧・復興関連事業や、震災発生により発注が見送られたことに対する震災地以外の発注の反動増などから公共工事の発注が増加しましたが、震災地での労務・資材費の上昇や入札不調の発生の増加による執行の遅れ、また民間建設投資も回復傾向にあるもののまだ低水準であるなど、依然として厳しい経営環境が続きました。

このような状況の下、当社は平成22年度からスタートさせた「3カ年中期経営計画」の最終事業年度として、堅実な持続成長を実現可能とする収益構造の再構築を重要課題に掲げ、業務執行体制の強化をはかるとともに営業展開の強化や固定費を含めコスト低減に努め、受注量の獲得と収益性の改善に注力してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、受注高が3,559百万円（前事業年度比22.5%増）と前事業年度から654百万円増加し、また売上高も3,361百万円（前事業年度比13.3%増）と前事業年度から増収となりました。

利益につきましては、受注単価が競争激化や元請けの一部低入札受注などにより低下傾向となりましたが、受注高の増加により完成工事高が増加したことや人員減などによる人件費の減少、またコスト低減に努めた結果、完成工事総利益が改善し営業利益24百万円（前事業年度は営業損失221百万円）、経常利益25百万円（前事業年度は経常損失227百万円）に、また前事業年度に計上した多額の繰越欠損金があることから繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の取崩しを行ったことから当期純利益7百万円（前事業年度は当期純損失299百万円）となりました。

主要な工事の状況は、次のとおりであります。

(気泡コンクリート工事)

競争の激化などから空洞充填工事の受注高は430百万円（前事業年度比27.5%減）と前事業年度から減少しましたが、工事発注の増加から軽量盛土工事の受注高が1,679百万円（前事業年度比70.4%増）に、また管路中詰工事も見込んでいた大型工事を受注出来たことから、受注高が682百万円（前事業年度比163.4%増）と前事業年度から大幅に増加し、気泡コンクリート工事全体の受注高は2,792百万円（前事業年度比51.9%増）と増加いたしました。

完成工事高につきましても、空洞充填工事の完成工事高は437百万円（前事業年度比28.3%減）と減少し、また管路中詰工事も工期の関係などから完成工事高は360百万円（前事業年度比5.0%増）と微増でしたが、受注高の増加により軽量盛土工事の完成工事高が1,737百万円（前事業年度比79.2%増）と前事業年度から大幅に増加し、気泡コンクリート工事全体の完成工事高は2,535百万円（前事業年度比31.8%増）と増加いたしました。

(地盤改良工事)

価格競争の激化や施工機械の調達難などから受注が見込どおり出来ず、地盤改良工事の受注高は765百万円（前事業年度比26.2%減）と減少いたしました。

完成工事高につきましても、受注高の減少から、地盤改良工事の完成工事高は803百万円（前事業年度比18.1%減）と減少いたしました。

なお、当期配当につきましては、今後の事業展開での資金需要を勘案し、誠に遺憾ではございますが見送らせていただきたいと思います。

(単位：千円)

工 事 別	前事業年度繰越 工 事 高	当事業年度受注 工 事 高	当事業年度完成 工 事 高	翌事業年度繰越 工 事 高
気泡コンクリート工事	214,384	2,792,716	2,535,244	471,856
地 盤 改 良 工 事	78,810	765,989	803,908	40,891
補 修 工 事	—	—	—	—
そ の 他 工 事	—	1,092	1,092	—
合 計	293,195	3,559,798	3,340,245	512,748

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、9百万円であり、このうち主なものは、機械装置及び車両運搬具の購入であります。

(3) 資金調達状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかない、増資等による資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年3月期 第49期	平成23年3月期 第50期	平成24年3月期 第51期	平成25年3月期 第52期(当期)
売 上 高	3,839,801	3,548,858	2,966,650	3,361,704
経 常 利 益	23,085	52,776	△227,187	25,095
当 期 純 利 益	35,824	42,128	△299,026	7,431
1株当たり当期純利益	10円48銭	12円33銭	△87円51銭	2円18銭
総 資 産	3,076,150	2,914,739	2,725,343	2,993,323
純 資 産	1,422,169	1,444,411	1,129,210	1,142,242

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. △は、損失を表示しております。

(5) 対処すべき課題

国内建設市場のニーズの多様化や競争の激化が続くなかにあって、収益構造の再構築が重要な課題であると認識しております。当社といたしましては、「顧客の創造」「施工技術の進化」「収益力の再構築」という三つの喫緊の課題への挑戦を継続し、受注の確保に注力するとともに、より一層の施工効率の向上及びコスト低減に取り組み、収益性の改善に努めてまいります。

また、今後の震災の復旧・復興需要や大規模災害への減災・防災需要に対し積極的に取り組み、社会インフラ再整備と安全・安心の基盤づくりに貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容(平成25年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-23)第4855号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

## (7) 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市
東 京 支 店	神奈川県川崎市
大 阪 支 店	大阪府茨木市
福 岡 支 店	福岡県糟屋郡
東 京 営 業 所	東京都千代田区
札 幌 営 業 所	北海道札幌市
東 北 営 業 所	宮城県仙台市

## (8) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	74	△8	41.3	13.4
女 性	6	+1	42.3	4.7
合 計 又 は 平 均	80	△7	41.4	12.7

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社麻生で、同社は当社の株式を1,420千株（議決権比率41.6%）保有いたしております。他に同社は当社の株式を700千株（議決権比率20.5%）間接保有いたしております。

同社は、医療関連事業、環境関連事業、建築資材製造販売、不動産事業を主な事業内容としており、当社との営業取引はありません。

## ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 福 岡 銀 行	349,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	129,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	74,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,414,839株（自己株式 5,161株を除く。）
- (3) 株主数 406名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社麻生	1,420,000株	41.58%
株式会社麻生地所	400,000	11.71
麻生商事株式会社	300,000	8.78
宗教法人萬福寺	260,000	7.61
麻生フオームクリート 従業員持株会	60,400	1.76
株式会社三井住友銀行	60,000	1.75
株式会社福岡銀行	60,000	1.75
株式会社西日本シティ銀行	60,000	1.75
麻生興産株式会社	40,000	1.17
麻生泰	40,000	1.17

(注) 持株比率は自己株式（5,161株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成25年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 村 洋 介	株式会社麻生グループ経営委員会委員
常 務 取 締 役	原 田 敬 一	企画管理部長
取 締 役	牧 瀬 明	技術営業担当
取 締 役	花 岡 浩 一	東京支店長
取 締 役	杉 山 嘉 則	技術委員会委員長 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 F A S エコエナジー株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	阿 部 新 太 郎	
監 査 役	沼 田 紳 介	菅野カウンセリング研究所所長
監 査 役	大 瀧 理	株式会社麻生経営支援本部経理財務部部長

- (注) 1. 監査役沼田紳介、大瀧理の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 2. 監査役沼田紳介氏は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。  
 3. 監査役大瀧理氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 平成24年6月26日開催の第51期定時株主総会において、花岡浩一氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	4 名	33,904千円
監 査 役 (うち社外監査役)	2 名 (1 名)	9,907千円 (360千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額100,000千円以内（これには、使用人兼務役員の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 取締役1名及び監査役1名は無報酬となっております。  
 5. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,162千円（取締役6,012千円、監査役1,150千円）を含んでおります。  
 6. 上記のほか社外役員が当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,200千円です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

監査役沼田紳介氏は、菅野コンサルティング研究所の所長を兼職しております。

当社は菅野コンサルティング研究所との間には、特別な利害関係はありません。

監査役大瀨理氏は、株式会社麻生の経営支援本部経理財務部部長を兼職しております。

株式会社麻生は、当社の特定関係事業者であります。

#### ②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況
監 査 役	沼 田 紳 介	当事業年度に開催された取締役会14回中13回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度に開催された監査役会4回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	大 瀨 理	当事業年度に開催された取締役会14回中10回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度に開催された監査役会4回中3回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬の額	15,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会ならびに監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会及び監査役会において検討いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
  - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
  - ・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。
  - ・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。
  - ・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
  - ・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。
  - ・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

- (5) 当社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役または監査役の派遣を受ける。
  - ・ 麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会の中にリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとする。
  - ・ 監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または職務の執行に関する不正行為または法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - ・ 監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
  - ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
  - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用することとする。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社は、企業行動規範を定め、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,604,039</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,334,127</b>
現金及び預金	382,384	支払手形	714,469
受取手形	480,405	工事未払金	277,961
完成工事未収入金	670,726	短期借入金	112,000
売掛金	1,301	一年内償還予定の社債	20,000
未成工事支出金	10,883	一年内返済予定の長期借入金	110,000
原材料及び貯蔵品	26,230	リース債務	8,686
前払費用	15,479	未払金	46,496
繰延税金資産	7,862	未払費用	5,595
その他	8,765	未払法人税等	4,095
		未払消費税等	15,282
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,389,072</b>	賞与引当金	14,971
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,225,857</b>	完成工事補償引当金	686
建物	63,166	その他	3,881
構築物	196	<b>固 定 負 債</b>	<b>516,953</b>
機械及び装置	32,560	長期借入金	330,000
車両運搬具	481	リース債務	187
工具、器具及び備品	5,359	退職給付引当金	151,595
土地	1,122,839	役員退職慰労引当金	32,349
リース資産	1,253	受入保証金	2,821
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>15,780</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,851,080</b>
ソフトウェア	6,231	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	7,198	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,142,867</b>
電話加入権	2,350	資 本 金	209,200
<b>投資その他の資産</b>	<b>147,434</b>	資 本 剰 余 金	180,400
投資有価証券	25,258	資 本 準 備 金	180,400
関係会社出資金	36,668	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>754,422</b>
破産更生債権等	6,185	利 益 準 備 金	24,050
長期前払費用	3,894	その他利益剰余金	730,372
長期保証金	14,473	別 途 積 立 金	985,000
ゴルフ会員権	92,055	繰越利益剰余金	△254,627
貸倒引当金	△31,100	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,155</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>211</b>	評 価 ・ 換 算 差 額 等	<b>△624</b>
社債発行費	211	その他有価証券評価差額金	△624
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,142,242</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,993,323</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,993,323</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	3,340,245	
商 品 売 上 高	21,459	3,361,704
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	2,839,797	
商 品 売 上 原 価	15,468	2,855,265
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	500,448	
商 品 売 上 総 利 益	5,990	506,438
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		481,977
<b>営 業 利 益</b>		<b>24,461</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	3,118	
受 取 技 術 料	7,022	
受 取 手 数 料	326	
雑 収 入	1,956	12,423
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,525	
支 払 保 証 料	644	
社 債 発 行 費 償 却	672	
雑 支 出	1,946	11,789
<b>経 常 利 益</b>		<b>25,095</b>
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	123	123
税 引 前 当 期 純 利 益		24,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,921	
法 人 税 等 調 整 額	15,619	17,541
当 期 純 利 益		7,431

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	209,200	180,400	180,400
当期変動額			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当期末残高	209,200	180,400	180,400

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	24,050	985,000	△262,059	746,990	△862	1,135,728	
当期変動額							
当期純利益			7,431	7,431		7,431	
自己株式の取得					△292	△292	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	7,431	7,431	△292	7,138	
当期末残高	24,050	985,000	△254,627	754,422	△1,155	1,142,867	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△6,517	△6,517	1,129,210
当期変動額			
当期純利益			7,431
自己株式の取得			△292
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,893	5,893	5,893
当 期 変 動 額 合 計	5,893	5,893	13,031
当期末残高	△624	△624	1,142,242

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び車両運搬具 4～7年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

リース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり均等償却しております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度末に至る一年間の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。
- (7) 消費税等の会計処理  
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建    物	19,763千円
土    地	1,122,839千円
計	1,142,602千円
② 上記の担保資産に対する債務	
支    払    手    形	13,018千円
工    事    未    払    金	3,909千円
短    期    借    入    金	112,000千円
長期借入金(一年内返済予定額を含む)	440,000千円
(一年内償還予定の)社債	20,000千円
計	588,927千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	822,176千円

(3) 期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	21,716千円
支払手形	7,871千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	2,623千円



4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	3,420,000	—	—	3,420,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	3,667	1,494	—	5,161

(3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,677千円
賞与引当金	5,597千円
未払事業税	745千円
退職給付引当金	53,088千円
税務上の繰越欠損金	86,553千円
その他	36,723千円
繰延税金資産小計	193,385千円
評価性引当額	△185,522千円
繰延税金資産合計	7,862千円
繰延税金資産の純額	7,862千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価 (* )	差 額
① 現金及び預金	382,384	382,384	—
② 受 取 手 形	480,405	480,405	—
③ 完成工事未収入金	670,726	670,726	—
④ 支 払 手 形	(714,469)	(714,469)	—
⑤ 工 事 未 払 金	(277,961)	(277,961)	—
⑥ 長 期 借 入 金	(440,000)	(441,736)	1,736

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

預金は全て短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び ③ 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 支払手形及び ⑤ 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

7. 持分法損益等に関する注記

関 連 会 社 に 対 す る 投 資 の 金 額	36,668千円
持 分 法 を 適 用 し た 場 合 の 投 資 の 金 額	72,070千円
持 分 法 を 適 用 し た 場 合 の 投 資 利 益 の 金 額	13,416千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	麻生商事株式会社	直接 8.7	なし	工事請負	工事請負	2,615	—	—
				工事用資機材等の購入	工事用材料等の購入	50,797	支払手形 工事未払金	53,286 2,906
親会社の子会社	麻生セメント株式会社	なし	なし	工事用材料の購入	工事用材料の購入	31,646	支払手形 工事未払金	13,018 3,909

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定しております。

3. 麻生ラファージュセメント株式会社は、平成25年1月1日付をもって麻生セメント株式会社に商号変更しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

334円 49銭

1株当たり当期純利益

2円 18銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月10日

麻生フオームクリート株式会社  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 徳永 陽一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、麻生フオームクリート株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

麻生フオームクリーン株式会社 監査役会

常勤監査役	阿部 新太郎	㊟
社外監査役	沼田 紳介	㊟
社外監査役	大瀨 理	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、あらためて取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	かわむら ようすけ 河村 洋介 (昭和21年9月9日)	平成2年10月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 平成10年6月 同社取締役営業部長 平成11年6月 同社常務取締役営業部長兼財務部長 平成12年3月 同社常務取締役 平成13年8月 麻生セメント株式会社専務取締役 平成15年6月 株式会社麻生取締役 平成16年7月 同社取締役グループ経営委員会委員 平成18年12月 麻生ラファージュセメント株式会社(現 麻生セメント株式会社)取締役 平成19年6月 株式会社麻生常務取締役グループ経営委員会委員 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社取締役 平成21年4月 当社代表取締役社長 平成21年4月 株式会社麻生取締役グループ経営委員会委員 平成22年4月 当社代表取締役社長生産技術本部長 平成22年6月 株式会社麻生グループ経営委員会委員(現任) 平成23年4月 当社代表取締役社長S C事業部長 平成23年6月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生グループ経営委員会委員	2,000株
2	はらだ けいいち 原田 敬一 (昭和24年8月17日)	昭和48年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 平成12年3月 同社管理部長兼マネージャー 平成14年4月 麻生セメント株式会社人事総務部長 平成17年4月 麻生ラファージュセメント株式会社(現 麻生セメント株式会社)取締役人事総務部長 平成19年4月 当社入社顧問 平成19年6月 当社取締役管理部長 平成23年4月 当社取締役管理部長兼経営企画部長 平成23年6月 当社取締役管理部長 平成23年6月 当社常務取締役管理部長兼経営企画部担当 平成24年4月 当社常務取締役企画管理担当 平成24年7月 当社常務取締役企画管理部長 平成25年6月 当社常務取締役管理部長兼経営企画部担当(現任)	1,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	まきせ あきら 牧瀬 明 (昭和24年6月14日)	昭和55年6月 当社入社 平成8年4月 当社東京支店営業部長 平成11年6月 当社東京支店長 平成13年6月 当社執行役員東京支店長 平成16年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成17年12月 当社取締役営業本部副本部長兼東京支店長 平成18年4月 当社取締役営業本部副本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役専務取締役 平成21年6月 当社代表取締役専務取締役営業本部長 平成22年6月 当社専務取締役営業本部長 平成23年4月 当社専務取締役営業部担当 平成23年6月 当社取締役営業担当 平成24年4月 当社取締役技術営業担当(現任)	7,000株
4	はなおか こういち 花岡 浩一 (昭和35年4月9日)	昭和54年3月 当社入社 平成12年4月 当社東京支店工事部長 平成17年4月 当社技術開発部部長 平成21年7月 当社執行役員技術開発部長 平成22年4月 当社執行役員生産技術本部副本部長 平成23年4月 当社執行役員生産技術部長 平成24年4月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社取締役東京支店長(現任)	4,000株
5	すぎやま よしのり 杉山 嘉則 (昭和37年11月16日)	昭和63年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 平成13年7月 株式会社麻生リニューアル技術事業部診断工事グループマネージャー 平成16年2月 同社リニューアル技術事業部長 平成18年7月 同社建設コンサルティング事業部長 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長(現任) 平成21年7月 当社取締役生産技術本部長 平成22年4月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役生産技術部担当 平成23年6月 当社取締役生産技術担当 平成24年4月 当社取締役技術委員会委員長(現任) 平成24年6月 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1. 麻生セメント株式会社は、平成13年7月1日付で株式会社麻生に商号変更いたしました。そして、株式会社麻生は、平成13年8月1日付でセメント部門を分社して麻生セメント株式会社を設立いたしました。その後、麻生セメント株式会社は、平成16年11月1日付で麻生ラファージュセメント株式会社に商号変更し、また麻生ラファージュセメント株式会社は、平成25年1月1日付で麻生セメント株式会社に商号変更して、現在に至っております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
3. 候補者河村洋介氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。
4. 候補者杉山嘉則氏は、現在、当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社の業務を執行をしております。なお、当該会社における地位及び担当につきましては、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、あらためて監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
1	あべ しんたろう 阿部 新太郎 (昭和30年1月5日)	昭和52年4月 日本勸業角丸証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 平成11年3月 当社入社総務部部长 平成11年6月 当社監査役 平成13年6月 当社執行役員企画室長 平成14年6月 当社執行役員社長室長 平成15年6月 当社執行役員管理部総務グループリーダー 平成20年6月 当社執行役員管理部部長 平成23年6月 当社監査役(現任)	一株
2	ぬまた しんすけ 沼田 紳介 (昭和22年1月14日)	昭和44年4月 三菱原子力工業株式会社(現 三菱重工業株式会社)入社 平成19年4月 臨床心理士及びシニア産業カウンセラー資格取得 東京成徳大学非常勤講師(現任) 菅野カウンセリング研究所所長(現任) 平成21年4月 菅野カウンセリング研究所所長(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 菅野カウンセリング研究所所長	1,000株
3	おおはま おさむ 大濱 理 (昭和38年7月10日)	昭和61年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 平成13年8月 株式会社麻生財務部マネージャー 平成15年4月 同社クリエイティブ・リエンジニアリング部財務経理グループマネージャー 平成16年7月 同社経営支援本部財務経理グループマネージャー 平成19年4月 同社経営支援本部財務経理グループシニアマネージャー 平成19年7月 同社グループ経営事務局シニアマネージャー 平成22年1月 同社経営支援本部財務経理グループ部長 平成22年4月 同社経営支援本部財務経理グループ部長兼グループ業務支援部経理財務室長 平成23年4月 同社経営支援本部経理財務グループ部長兼経理財務室長 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成24年4月 株式会社麻生経営支援本部経理財務部部长(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生経営支援本部経理財務部部长	一株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。



2. 沼田紳介、大瀨理の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は沼田紳介氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役候補者沼田紳介氏は、臨床心理士及びシニア産業カウンセラーであり、また三菱原子力工業株式会社及び三菱重工株式会社任在籍時は管理部門での勤務が長く、経営全般に関する豊富な経験及び見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 監査役候補者大瀨理氏は、現在、親会社である株式会社麻生の経営支援本部経理財務部部长であり、財務及び会計に関する見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当該会社における地位及び担当につきましては、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位」に記載のとおりであります。
5. 沼田紳介、大瀨理の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、それぞれ2年であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
こしはら まこと 腰原 誠 (昭和16年6月16日)	昭和47年4月 弁護士登録 昭和52年4月 腰原法律事務所開設 平成17年4月 腰原・金久保法律事務所開設代表(現任)	一株

(注) 1. 腰原誠氏が代表を務める腰原・金久保法律事務所と当社との間には法律顧問契約がありません。

なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。

2. 腰原誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 腰原誠氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

以上

メモ欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

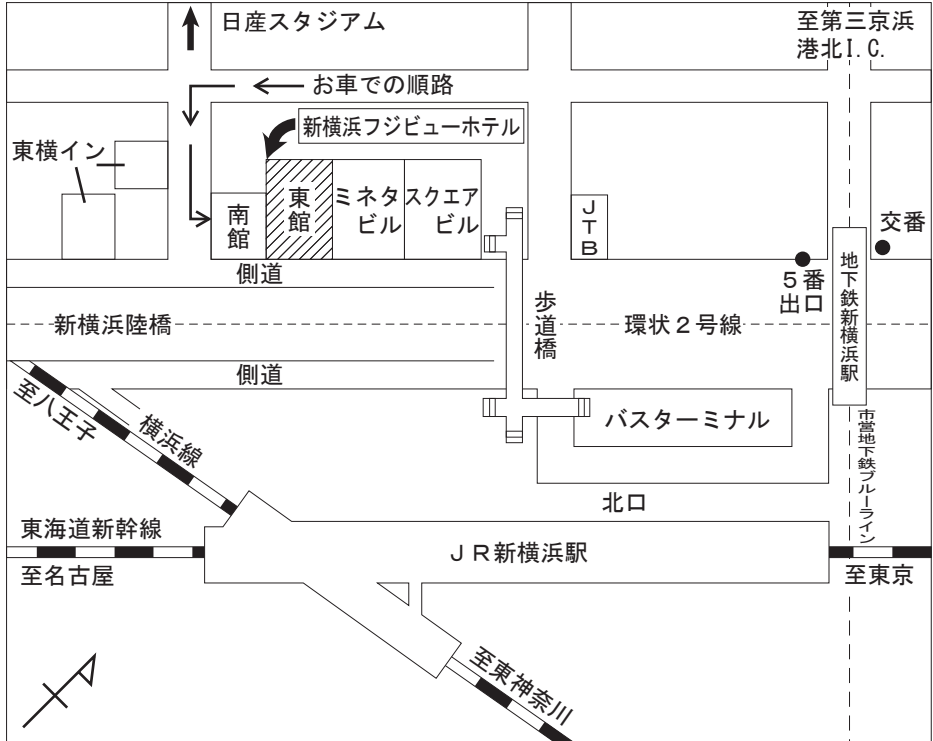
---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

横浜市港北区新横浜二丁目3番地1  
新横浜フジビューホテル 東館2階 芙蓉の間  
電話 (045) 473-0021 (代表)



## ●交通の便

- ◆JR新横浜駅北口 } 下車徒歩2分
- 市営地下鉄ブルーライン新横浜駅5番出口 } (日産スタジアム方面)
- ◆第三京浜港北I.C.より車で約20分